

資料

日系アメリカ人事件の研究 (二)

藤 倉 皓一郎  
釜 田 泰 介

コレマツ 対 合衆国

Korematsu v. United States of America, 323  
US 214 (1944)

釜 田 泰 介 訳

ブラック判事が法廷意見を述べた。

上告人は日系アメリカ国民であるが、アメリカ陸軍西部方面隊軍司令官の市民排除命令 No. 34 (それは一九四二年五月九日以後、日系の者はすべてこの地域から排除されることを命じている) に反して軍事地域であるカリフォルニア州サン・レアンドロに留っていたことを理由に連邦地裁で有罪判決を言い渡された。上告人の合衆国に対する忠誠心に関する問題は提起さ

れていなかった。連邦控訴裁判所はこの判決を確認した。本件に含まれている憲法問題の重要性からして当法廷は移送命令を出した (321 US 760)

まず第一に一つの人種グループの公民権を縮小するような法律上の規制はすべて、即、違憲の疑いがあると考えねばならない。これはこのような規制がすべて憲法違反であるということではない。すなわち裁判所はこれらの規制をもっとも厳格に精査しなければならぬということである。時には公共の必要性を強調してこれらの規制の存在を正当化する場合もありうるが、人種的敵対は決して認められないのである。

本件において上告人の犯罪訴追手続は一九四二年三月二十一日付連邦法違反の責任を問う略式起訴により開始された。同法

は「大統領の行政命令の権限にもとづいて、国防長官または国防長官により指名される軍司令官により定められる軍事地域に、これらの地域に適用された規制に反してまたは国防長官や前記軍司令官の命令に反して、立入り、留まり、立去り、一定の行為を犯すものは、前記の規制または命令の存在および範囲について知っていたかもしくは知っているべきであったということが判明した場合、並びに自分の行為がこの規制、命令に反していると知っていたかもしくは知っているべきであったことが判明した場合には、軽罪を犯したものとす。そして有罪判決をうけた場合には各犯罪につき五千ドル以下の罰金または一年以下の拘禁または両方を課されるものとする」と定めていた。

排除命令 No. 34 (上告人はこれを知っていて故意に犯したのであるが) は一連の軍命令、布告の一つであり実質的には行政命令 No. 9066 に根拠をおいていた。この命令は日本との戦争が始まったのち発せられたが「戦争を成功裡に遂行するには国防資材、国防地域、国防産業を可能なかぎりのやり方でスパイ活動、サボタージュ活動から守る必要がある」と宣言していた。これら一連の命令、布告の一つである外出禁止令(それは本件の排除命令と同様に行政命令 No. 9066 に従って公布された)は指定された西海岸の軍事地域にいる日系の者はすべて午後八時から午前六時まで彼らの居所から出てはならないという義務

を課していた。本件における排除命令事件と同じようにこの外出禁止令も「スパイ活動とサボタージュ活動に対する防衛」ということがその目的であった。ヒラバヤシ対合衆国 (320 US 82) 事件において当法廷はこの外出禁止令違反を理由に出された有罪判決を確認した。このようにヒラバヤシの有罪判決と本件の有罪判決とは同じ一九四二年法と同じ行政命令と軍事命令とに拠っていたのである。そしてこれら命令のすべてはスパイとサボタージュという二つの危険性に対処するためのものであったのである。

一九四二年法はヒラバヤシ事件において憲法違反の権限委任をしているとして攻撃された。外出禁止令とこれが依拠していたその他の命令は連邦議会、軍当局、軍最高司令官としての大統領がもっている戦争遂行権限を逸脱していたと主張された。そして最終的には、この外出禁止令を日系国民以外誰にも適用しないということは、憲法上禁止されている人種のみを理由とする差別となると主張された。われわれはこれらの問題点に関して事の重要性に鑑み慎重な審議を重ねた結果、この外出禁止令は、日本軍の攻撃の脅れのある地域におけるスパイ、サボタージュを防止するために必要な手段をとるとして政府の権限の行使に属することであると判断した。

ヒラバヤシ事件で当法廷が宣告した原則に照らすと、本件で

は当法廷は、日系人を西部海岸の軍事地域から当該時点で排除することが連邦議会と行政府とのもっている戦争遂行権限を越えていると判断するわけにはいかない。実際、午後八時から午前六時まで毎日夜にとじこめられることよりも自分の家が存在している地域から排除されることの方がはるかに大きな権利の剝奪であることは事実である。担当軍事当局による国家の安全に対する重大かつ切迫した危険性についての懸念にみたないものは、どのようなものも憲法的に正当化できない。しかるに脅威をうけている地域からの排除は、外出禁止令と同様にスパイとサボタージュの防止に明確かつ密接な関係をもっている。我々沿岸の防衛任務を第一に課されている軍当局は外出禁止令からは適切な効果をえられなかったという結論に達しそこで排除令を出した。ヒラバヤシ事件の当法廷意見中で指摘されたごとく、本件においても軍当局は、誰がこの脅威をうけている地域に留まるべきで誰が留まるべきでないかを判定する権限を議会により付与され、それに従ってなしたのである。

本件において上告人は当法廷が下したヒラバヤシ判決の前提そのものを攻撃しているのである。上告人はまた排除命令 No. 324 が公布された一九四二年五月までには日本軍による西海岸侵略の危険性はすべて消滅していたとも主張している。これらを慎重に考察した結果、当法廷はこれらの主張をしりぞげざる

をえないと考える。

本件において当法廷は、ヒラバヤシ事件においてと同様に「この住民中に忠誠でない者がいた(その数と力についてはすくには正確に確定できないが)」という軍当局と連邦議会との判断を根拠なしと退ぞけることはできない。なお当法廷は政府の戦争担当部門が、危急の時にあってこのような人物がおいそれと分離されないことや別扱いされえないということが国家の防衛と安全とに対する脅威となっていて、この脅威を防止するために迅速かつ適切な処置がとられることが必要とされていると確信するに足るだけの理由をもっていなかっただとは思えないのである。」 外出禁止令と同様日系の者を排除するという行為はこのグループの中に数は不確定ながらもわが国に忠誠でない者がいる(このグループの大部分の者はわが国に対して忠誠であることを当法廷は疑うものではない)がゆえに必要であると考えられていた。当法廷が外出禁止令の効力をこのグループの者全員に適用されるものと確認したのは、忠誠な者から不忠誠な者を即座に分離することが不可能だという軍当局の判断を拒否できなかつたからであった。本件において軍当局は同じ理由に基づいて、このグループの者を一時的に排除したのである。この排除は日系の者に対する敵対心にもとづく集団処罰の性格をもっているという主張に対して、軍命令はこのグループの者全員

を排除することは（先に述べた）同じ理由によるという判断を示している。日本に対する忠誠心を保持している者がこのグループ中に存在していたということはこの排除につづいてなされた調査により確認された。約五千人の日系アメリカ国民が合衆国への無条件忠誠を誓うことを拒絶し、さらに日本の天皇への忠誠を放棄することを拒否した。数千の疎開者が日本への送還を要望した。

当法廷は排除命令をそれが作成された時点と、上告人がそれを犯した時点を考慮に入れて支持するものである。（*cf. Chastleton Corp. v. Sinclair* 264 US 543, 547; *Block v. Hirsh* 256 US 135, 154, 155）このように判断するからといって当法廷はこの命令によってアメリカ国民の一つの大きなグループに課される苦難に心を留めていないわけではない。（*cf. Ex parte Kawato*, 317 US 69, 73）しかし、苦難は戦争に伴っているものである。それどころか戦争は苦難そのものである。すべての国民は同様に、軍人もそうでないものも程度の大小はあれ戦争の影響をうけるのである。市民権はその特権と同様に義務を負っている。そして戦時においてはその義務は常にいつもより大きいのである。緊急事態と危険が切迫している状況下における場合を除いて、大きな数を占めている国民をその家から強制的に排除することはわれわれの政治制度とあい入れないことである。

しかし近代戦争の条件下でわが国沿岸が敵国により脅やかされている時、防衛の為の権限は脅威をうけているその危険性に比例したものでなければならぬ。

上告人が禁止された地域に留っていたことで起訴された日である一九四二年五月三十日には、彼がその地を立去ることとそこに留まることとの両方を禁止している相矛盾した命令が存在していたと主張されている。行わないことが罪となる正にそのことを行うことで有罪とはされえないの言うまでもない。しかし本件で問題となっている命令にはこのような相矛盾した指令は含まれていなかった。

一九四二年三月二七日に出された命令があった。そしてその命令は上告人並びに他の日系の者がこの地を立去ることを禁止していた。しかしこの命令の効力は特に「将来の布告または命令が許可または指令するまで、かつその範囲で」という時間的制限がおかれていた。（7 Fed Reg. 2601）この将来出される命令、すなわちそれを犯したという理由で上告人が有罪を宣告されたその命令は一九四二年五月三日に出された。そしてそれは五月九日の正午までに全日系人のこの地域からの排除を命じている。さらにそれはこの禁止地域内で発見される日系人の者はすべて一九四二年三月二一日の連邦法にもとづき刑事責任を問われるという警告を含んでいた。その結果彼に対する起訴状の

中で特定されている日付である一九四二年五月三十日においては、上告人の存在に關係する有効な唯一の命令はその地に彼が留まっていることを禁止している五月三日付命令であった。そして彼はまさにこの命令の存在を知っていて犯したと裁判において明言しているのである。したがって一九四二年五月三十日には、三月二十七日付命令と五月三日付命令にもとづいて彼がこの地に留っていても立去っても処罰をうけることになっていたという主張には何らの根拠もないのである。

一方、この排除命令の発効日である五月九日には、軍当局は「現在、移転規制が課されている軍事地域第一から日本人が自発的に移住することで疎開ないし再定住が秩序正しく行われる」ように、「集合同所」として指定されている中央会場に日系人をすべて集合させ、これらの者を監視下におくことにより疎開を行うという計画がすでに決定されていたことも事実である。(Public Proclamation No. 4, 7 Fed Reg. 2601)そして一九四二年五月一九日これは上告人が違法にこの地に留まっているという理由で告訴される一日前であるが、市民規制令(Civilian Restrictive Order No. 1, 8 Fed Reg. 982)はこれら日系人を集合同所あるいは収容所に収容することを規定した。排除命令の効力はその地を離れたのち、集合同所あるいは収容所に出現し留まることを本人に要請している命令とは別には考えら

れないとここで主張されている。その主張は当法廷はこれら別々の命令を一つの分離できないものとして取り扱わなければならないということであり、かつその故にもし集合同所あるいは収容所への拘留が違法に上告人の自由を奪っていたのであれば、排除命令とそれにもとづく彼の有罪判決は有効ではありえないということである。

かくしてこの裁判所において判断するよう求められている唯一の争点は、排除命令を犯してこの禁止地域に上告人が留っていたことに関係してはいるけれども、この命令の結果集合同所と収容所の両方に拘禁されるという計画全体に關しての判断となる。これに対して当法廷は次のように考える。たとえ上告人が本件において禁止された地域を立去って集合同所に行っていたとしても、その場所に出頭したからといってそのまま収容所に拘禁されることになったとは事実上も法律上もいうことはできない。集合同所へ報告をした者は収容所へ送られずに、軍命令が修正されるか取り除かれるまで彼らは禁止地区の外に留まるという条件で釈放されたのである。このことは各々の日系人は異った条件を持っており、したがって異った原則を適用されていたということ为例証している。ゆえにある者に適用される原則から必ずしも他の者に適用される原則を引き出すことはできないのである。このことは当法廷が別々の命令の別々の条項の

要件を分析するとき明らかにされるであろう。これらの別々の要件とは日系の者は(1)この地域から去る。(2)集合場所へ出頭しそして一時的にそこへ留まる。(3)軍の監視の下で収容所へ行き、軍当局により条件つきまたは無条件で釈放されるまで不定期間そこへ留まるということであった。これら条件の各々は完全な疎開計画における別々の対策に関係した別々の義務を課していたことに気づくであろう。もし連邦議会がこれらの別々の命令の表現を直接法律中に挿入し、各々の違反に対して刑罰を課していたなら、これらのどれかを守らないことはその特定の犯罪を犯していたことになっていたのである。(cf. *Blockburger v. United States*, 284 US 299) これらの諸命令が議会法に従って公布されたのであるが、これらの諸命令違反がなぜ別々の犯罪として取り扱われるべきでないのかわからない。

本日判決されることになっているエンドー事件(323 US 283)は排除命令の効力と排除が効力発したのちの拘禁命令の効力との間の相違をイラストで説明するかのよう例証している。

上告人は集合場所や収容所へ出頭したり留まったりすることをもって有罪とされたのではないから、当法廷は本件ではこれら別の命令の条項の効力を決定することはできない。本件では当法廷は上告人が犯した命令に関して判定をすれば十分である。それ以上のことをすることは提起されている争点を越えたこと

を判断し、そして訴答書面の範囲にもまたは本件の証拠中にも含まれていない重大問題を決定することになるであろう。上告人が主張しているこの重大な憲法問題に当法廷が判定を下すことのできる時は出頭または収容命令が適用されるか、適用をうけることが確定していてそれについての訴えが当法廷に提起される時である。

当法廷の判事の中には疎開と集合場所への拘禁とは不可分であったと考えている者もいる。排除命令 No. 34 が出された日付である一九四二年五月三日以後、コレマツは彼が自分でその方法を選択するのではなく、集合場所経由で去るよう命令されていた。集合場所は集団疎開機構の一部と考えられていた。排除権は必要なら武力でもってそれを行う権限をも含んでいる。そしてどのような移住方法がとられようと強制的な手段はどれでも必然的にある程度の拘禁または規制を伴わねばならない。しかしどのような見解がとられようとそれは上告人が有罪とされた根拠命令は有効であったと判定する結果に終るのである。

本件において当法廷は合衆国に対する本人の忠誠心と善良な性格に関する証明とか調査なしに本人の人種的理由のみで収容所へ一国民を拘禁している事例を取り扱っているのであると主張されている。もし本件が人種偏見のゆえに収容所に忠誠な一国民を拘禁するということを含んでいる事例であったら、当

法廷の仕事は単純なもので当法廷の任務は明白であろう。集場所や収容所 (assembly and relocation centers) の真の性格についてはさておき (当法廷はこの文言が含意しているすべてのみにくい言外の暗示をとり入れてこれらを強制収容所 (concentration camps) と呼ぶことは当を得ていないと考えるのであるが) 当法廷はただ排除命令をとり扱っているだけなのである。本件を提示されている真の軍事上の危険性に言及せずに入種偏見の輪郭の中に入れてしまうことはただ争点を混同させるだけである。コレマツは彼または彼の属している人種に対する敵対心のゆえに軍事地域から排除されたのではない。彼はわれわれが日本帝国と戦争をしているから排除されたのである。わが国の正式な軍事当局がわが国西海岸への侵略の危険を感じ、そして適切な安全処置をとらざるをえないと思ったから排除されたのである。彼はまたこの軍事当局が、軍事上の緊急事態のゆえにすべての日系国民は一時的に西部沿岸から分離されることが要請されていると決定したから、そして最終的には連邦議会がこの戦時において軍指導者に議会の信頼をかけ軍当局者は正にそのことをなす権限をもつべきだと決定したから排除されたのである。いく人かの者について不忠誠の証拠が存在していた。軍当局は行動をおこす必要性は大でかつ時間がないと考えたのである。

当法廷は今になって、混乱のおさまった現時点の観点から、当時のこれらの行動は不当なものであったと判断することはできない。

原判決を確認する。

#### フランクフルター判事の同意意見

私の理解するところによればコレマツが居住していた軍事地域第一においてそこに設置された集場所以外の場で発見されたということは市民排除命令違反となると考える。デウィット將軍により出された種々の命令は包括的な通達法典とみなされ、としても各命令の主旨は明白で矛盾していない。これら命令はコレマツに軍事地域第一を立去る義務を課している。ただそれは命令中に規定されている方法すなわち集場所へ出頭することによって果すことになっていた。私はヒラバヤン対合衆国(320 US 81) 判決を引き出した法思考によっては、なぜ今争われている行為を犯罪としている軍事命令を支持できないのか理解できない。したがって私は法廷意見に賛成する次第であるが私自身の言葉で二、三つけ加えておきたい。

この国が戦争を遂行する権限を連邦議会と大統領とに与えている憲法条文は、平時の国家を予期した条文と同じように憲法の一部を構成しているのである。そして前長官ヒューズ判事によると政府の戦争遂行権は「戦争を成功裡にはこぶ権限」であ

り、われわれもこの主張を受け入れて最近ヒラバヤン判決の中でこれを引用したのである。(Home Bldg. & L. Asso. v. Blaisdell, 290 US 398 をも参照)したがって戦争遂行権の下でとられた行動の効力は完全に戦争の状況の中で判断されねばならないのである。このような行為は平時にそれが行われていれば違法となるという理由で非難されてはならない。戦争遂行の任務を負わされている者による戦時の必要性についての正当な判断を表明している軍事命令について「違憲の命令」ときめつけることは憲法の一部に違憲の印象を与えることになるだろう。軍当局の行動領域と判事の行動領域とはもちろんのことながら各々異っている。しかしその異った行動領域の中でも軍当局は判事と同じように憲法への服従という境界線の中にいるのである。「合衆国の戦争遂行権はその他の権限と同じように適切な憲法上の制約に服しているのひまな」(Hamilton v. Kentucky Distilleries Co. 251 US 146, 156.) 軍事命令を戦時における「合理的にみて当を得た軍事上の予防手段」であると認めながらもそれは憲法に適合したものでないということは、憲法を弁証法的巧妙さを備えた文書とすることになるだろう。現実主義の制憲者たちがこのようなことを考えついたとは合理的にみてありえないことと思う。なぜなら制憲者の多数は実戦の経験者であったからである。今審査中の軍事命令が戦争遂行に適した

日系アメリカ人事件の研究(二)

手段とみなされるなら、軍隊によるこのような行動は商業規制のために州際通商委員会によって憲法上の権限の限度内でとられる行為と同じように、憲法上許されたものなのである。これは戦争を効果的に進めることで国民生活の安全を守るために憲法によって明文で与えられた戦争遂行権の行使であるから、私は議会がこのような有効な軍事命令を、その命令違反を裁判所で裁判できる犯罪とすることによって強制しようとする場合には憲法上何も問題がないと思う。(Interstate Commerce Commission v. Brimson, 154 US 447 並びに Monongahela Bridge v. United States 216 US 177 参照)われわれが今問題となっている軍事手段を憲法が許していると認めたからといって、連邦議会や政府が行ったことを承認することにはならない。それは彼らの仕事であり、われわれには関係のないことである。

#### ロバーツ判事の反対意見

私は多数意見に反対である。なぜなら争いの余地なき事実が憲法上の権利侵害を明白に証明していると考えるからである。本件はヒラバヤン対合衆国 (320 US 81) がそうであったように夜間の外出を禁止している事件ではないし、また本人の安全あるいはその社会の安全性のゆえにある地域から一国民を一時的に排除するという事例でもないし、また彼がそこに居ることが彼自身あるいは彼の友人に対し危険を引きおこす場合に

同志社法学 二七巻四号

五三 (四八一)



る地域から一時的に出ていく機会を彼に与えている事例でもない。それどころか本件は彼の祖先を理由にしかも彼の祖先のみを理由にして、彼の合衆国に対する忠誠、よき性向に関する証明、調査なしに、強制収容所への拘禁に服さなかったことの刑罰として一国民を有罪としている事例である。もしこれが訴訟記録によって明らかにされている事実と、われわれが裁判所として注意を払うべき立法の背後にある事実についての正しい陳述であるとすれば、憲法上の権利が侵害されたという結論に達するのはそう難かしいことではないと思う。

政府側の主張と当法廷の多数意見は、単一であって分離できないものを誤って分離しているがゆえに、申請人があたかも任意に自分の家から立去ることを拒否し、故意に命令と国会法とを無視することで、軍の排除命令（これは国会法により許可された）を犯したかのごとくしていると私は判断する。

原告（カリフォルニア州アラメダ郡サン・レアンドロの住人）は争われていない証拠によればこの国の忠実なる国民である。事件を時代順に再述してみると、原告に着せられた罪は実際には、彼が排除命令に従って彼の家を含む地域から進んで立去ることを拒絶したことにあるのではなかったということが明らかになるのである。注意深く批判的な目をもって事件の日付と結果とをながめてみなくてはならない。

一九四一年二月八日 合衆国は日本に対し宣戦を布告した。  
一九四二年二月十九日 大統領は行政命令 No. 9066 を出した。同命令は公布の理由として国防上の資材、国防上の土地建物、国防上の産業をスパイ活動、サボタージュ活動から保護するということをあげた後、軍司令官は自らの裁量で軍事地域を定めその範囲を明示しそこから特定の人物または全住民を排除できるとし、またこの軍事地域に関する人々の立入り、居留、立去りの権利は当該軍司令官がその裁量により課すいかなる規制によっても制限を受けるとしていた。

一九四二年二月二〇日 デウィット陸軍中将が合衆国の西部州（ここは国家全土の約四分の一に当る）を含む西部防衛地域の軍司令官に指令された。

一九四二年三月二日 デウィット將軍は布告 No. 1 を公布した。同布告は西海岸全域は特に攻撃、侵略をうけやすい位置にありかつそれとの関係でスパイ活動、サボタージュ活動をうけやすい状況にあるとのべてから、「軍事上の必要性から」軍事地域を設置しこれを軍事地域第一、第二と呼ぶとしている。さらに同布告はある人物またはある種の人物群はこれから後に出される命令により軍事地域第一の全域と軍事地域第二の一定領域から排除されることが状況から必要とされていると述べている。続いて布告が出され、それと布告 No. 1 とにより当該軍

事地域の範囲はカリフォルニア、ウォシントン、オレゴン、アイダホ、モンタナ、ネヴァダ、ユタの全域とアリゾナ南部とになった。命令は軍事地域第一に住んでいる日系人、ドイツ系人、イタリア系人が住所の変更を希望する場合にはその者は当局に住所変更届を作成し提出しなければならないという要件を課していた。上告人の居住地であるサン・レアンドロ市は軍事地域第一に入っている。

したがって一九四二年三月二日上告人は行政命令によって、大統領がスパイ活動とサボタージュ活動を防止するために、彼を一定の地域から排除しかつ彼が許可なしに一定地域に立入ったり立去ったりしないようにする権限を軍隊に与えたことを告知された。彼は自分の住んでいる市が軍事命令により軍事地域第一に入れられたことを告げられた。さらに彼は将来のいつか軍司令官がある人物（これについては指定、分類されていない）を彼が住んでいる地を含む種々の地域から排除する命令を出す用意があるということをも知らされた。

一九四二年三月二日 連邦議会は「軍司令官によって定められている軍事地域に、この地域に適用される規制に反してまたは当該軍司令官の命令に反して故意に立入り、居留し、立去りもしくはある行為を行う者は」軽罪に処すべしという法律を定めた。これが上告人が訴えられている法律である。

一九四二年三月二四日 デウィット將軍は命令により自分の管轄地域内の一定区域に対し夜間外出禁止をしいた。この命令の効力はヒラバヤシ対合衆国事件において確認された。

一九四二年三月二四日 デウィット將軍は特定地域に関する一連の排除命令を出しはじめた。

一九四二年三月二七日 布告 No. 4 により同將軍は「生活必要物資を供給するためと、軍事地域第一から自発的に移住しようとしている日本人の秩序ある疎開と再定住を保証するためには、このような移住を規制する必要がある」と述べた。そして一九四二年三月二九日を期して「軍事地域第一内にいる日本人ならびに日系国民全員はいかなる理由によっても、今後出される当指令部の布告または命令により許可されるまで、この地を離れることを禁止される」と命じた。上告人が住んでいた地域から上告人を排除するという命令は何も出されていなかった。布告 No. 4 によって彼は一九四二年三月二九日以降は軍事地域第一の境界内に閉じ込められていた。もし行政命令 No. 9066 と連邦議会法とを文字通り解すれば、布告 No. 4 を無視してこの地を離れることは軽罪を犯すことになるのである。

一九四二年五月三日 デウィット將軍は市民排除令 No. 34 を出した。同命令は一九四二年五月八日正午を期して日系人はアメリカ国籍の有無を問わず全員軍事地域第一の指定箇所から

排除されると定めていた。そしてこの指定地域中にカリフォルニア州アラメダ郡が含まれていた。同命令は集合所へ行く上で指示をうけるために指定日に各家族の責任者ならびに一人住いの者はその本人に市民管制所へ出頭するよう命じていた。さらに指定期日以後指定地域内で発見された者でこの命令の条項を遵守していない者は、一九四二年三月二一日法にもとづいて起訴されると述べていた。この命令はその明文規定により軍司令部からの指令に従って常設の集会所の境界内にいる者には適用なしとなっていたことに注意すべきである。これを両方一緒にして考えるとこの命令の目的は明らかに日系市民全員を彼らの居住地域内にある集会所に刑事訴追という制裁を使って送りこむことであった。

かくして上告人は次のような苦境に立たされるに至ったのである。すなわち、彼は軍事命令により彼が住んでいた地を離れることを禁止されていたのに、彼は軍事命令により指定期日後その地にある集会所に行かないかぎりこの地域内にいることを禁止されていたのである。日本人の疎開と再配置計画に關シデウィット將軍が国防長官に提出した報告書に言及すれば、それは集合所というものが刑務所を遠曲に言い代えたものであったことを十分明らかにするであろう。しかし私は今まで述べてきたことに照らせばこの報告書に言及する必要はないように思う。

このような集会所に入れられた者は軍事命令による以外にはそこを離れることを許されていなかった。

彼は刑罰をうけずには自分の家に留っておれないしまた自ら進んでその地をも離れられない、そして刑罰を避けうる唯一の方法は集合所へ行き軍隊の拘禁に身をまかすことであつたという窮地に直面して上告人は何も行わなかつたのである。

一九四二年六月二日上告人は故意に排除命令 No. 34 の適用がある地域に残留したという理由で、一九四二年三月二一日法違反の罪で北カリフォルニア管区連邦地裁へ略式の起訴をされた。この略式起訴に対する妨訴抗弁は却下されたので上告人は無罪の答弁にもとづき裁判された結果有罪とされた。判決の執行は停止され彼は五年間の保護觀察に付された。しかしわれわれは今までに述べてきたことに照らして、彼がただちに軍隊により拘禁され集会所に留置されたことを知っている。さらにわれわれは次のことをも知っている。それは一九四二年三月一八日大統領が行政命令 No. 9102 を公布し、それにより戦時再配置局が設置されその下でいわゆる収容所といわれている強制収容所を遠曲にいいかえたものが西部防衛隊と再配置局との協力により設立されたということであり、また上告人は彼が住んでいた地域内にある集会所に拘禁されまた収容所へ移転させられたということである。収容所の場合にはエンドー事件 (323)

US 283) で明らかにされた事実が示すごとく彼は違法に拘禁されたということになる。

政府側は上告人が逮捕され起訴された時点で重要な唯一の命令は、彼を起訴するうえでの根拠となっていたもので彼が住んでいる地を彼に立去るよう命じている行政命令 No. 34 であつたのだと本件について論じてきた。この主張は明らかに効果があつた。当法廷が緊急時において夜間外出禁止令の効力を確認したことを示すためにこの見解はヒラバヤシ事件に言及している。そこでその主張するところは一定の危険地域からの排除は、幾分かは夜間外出禁止令よりはより徹底したものであるが同じ性格のものすなわち突然の緊急事態により必要となつた一時的処置であるということである。この見解は実際に裁判所に提起されている事件を仮設上の事件でおきかえているものであると私には思える。私は仮設事件についての当裁判所の立場に賛成である。自由に行き来できるというすべてのアメリカ市民が持っている自由はしばしば、危急の事態において一時的に制約または停止されることもある。民政当局はしばしばある地域から一時的に市民を排除するという手段に訴えねばならない。大火の際に消火非常線を引くとか、疫病が発生した地域から国民を排除するとかがその顕著な事例である。もし排除令 No. 34 により行われた排除がこの種のものであつたならヒラバヤシ判

日系アメリカ人事件の研究(二)

決がその行為を確認するうえでの先例となるであろう。しかし上述した事実とエンドー事件において述べられている事実はこの排除は強制拘留計画全体の中の一部にすぎなかつたということとを証明している。したがって本件はある地域の住民が軍事地域の境界外の他の場所へ移住する機会を与えられている一時的排除命令は有効でありうるというような理由にもとづいて決定されうるものではない。本件をこのような推定に依拠させることは事実にも目をむるようになる。

私がすでに述べたごとく上告人は逮捕されるに先立って、一九四二年三月二日の連邦法により裁可されている二つのまったく相矛盾する命令に直面していた。第一の命令は彼が住んでいた地を離れば彼を犯罪人とするものであつたし、第二の命令はそこを離れなければ犯罪を犯したものとするというものであつた。

ある市民が二つの法律あるいは法的効力をもつ二つの命令に拘束されていく一方に従えば他方を犯すことになる場合、どちらかを犯したということと罰することはその者に法の適正手続を否定することになると私は考えてきた。しかも私はこのような情況下では命令の一つを侵害したという理由による有罪は成立しえないと考えてきた。

われわれはもし上告人が布告 No. 4 を破って彼が住んでいた

地を離れていたなら、彼は逮捕され裁判された結果布告 No. 4 違反で有罪とされていたであろうという事実を目をつむることはできない。一方は彼に留まることを命じ他方は彼に立去ることを命じているというような二つの相矛盾する命令は、実際の目的(それは彼を強制収容所へ拘禁することであったが)を達成するために巧妙にしくまれたわな以外の何物でもなかった。上告人が逮捕と起訴をまぬがれる唯一の道は、彼が市民管理所へ出頭し示される指示に従ってこの収容所へ行くことであった。事実以上のようなことであったのである。それなのにわれわれは本件のこの事実に対処せずに仮空の情況を設定しなければならぬのであろうか。

このようなありのままの事実を主張する立場に対しては、彼は集合所へ出向いたのちエンドー事件でなされたように人身保護令状を申請して身柄の釈放を求めることができるといふ仮定の下に、アメリカ市民を強制的に違法拘禁に服させることは法律に反していないという考え方からの反駁がある。もちろんこれに対する返答は市民が二つの相矛盾する法律の支配をうけている場合には、どちらをも破らないようにするためにいかなる期間といえども自由を放棄する義務などないということである。またこの拘禁は疎開をさせる過程でどうしても必要なことであったともいふべきでない。われわれはここでは疎開の効力のみ

を考えればよいのである。

私はここで再度にわたって述べたいが、違憲の法律を遵守しなかったことを理由に起訴された者がこの法律の無効を理由とする抗弁をしてはならず、彼はそれが法ではないことを知っていてもそれに従わねばならず、すなわち彼は有罪判決により不名誉をこうむり、自由を失ったのちにはじめて刑務所の壁の内からこの法律の効力審査を請求できるというような考え方はいまだかつて見たこともない憲法上の原則である。

さらに上告人が自らの理由で自分の家に留ることを望んでいたという事実が判決理由の一部として取られていることは要点をはずれていると思う。それは事実ではあるけれどももし強要されてそうしたのであれば、もう一つの矛盾している命令侵犯による有罪を確認するために彼を強制したこの命令を無視することは憲法の人権の適用としては実際狭いものとなるだろう。

私は有罪判決を破棄するものである。

#### マーフィー判事の反対意見

戒厳令の存在していない下で軍事上の必要性という理由で、太平洋沿岸から日本人を祖先にもつ者すべてをアメリカ国籍をもつものたないにかかわらずこのように排除することは、是認されるべきではない。このような排斥は「憲法上みとめられている権限の正に限界線」を越えみにくい人種的差別の奈落の底へ

陥ることである。

戦争の遂行と進展にかかわる事項をとり扱うに際しては、われわれはその現場にいて軍事上の事実につき十分なる知識を有している軍当局者の判断に多大の敬意と考慮を払わなければならない。彼らのもっている裁量の幅は必要性からいっても常識からしても広いものでなければならない。そして彼らの判断は、国家の物理的安全性にきわめて重大な関係のある問題を賢明に処理する訓練と義務を十分与えられていない者により軽々しくくつ返されるべきではない。

しかし同時に重要なことは軍事的裁量に対して特に戒厳令が宣告されていない場合には確固たる制限が存在しているということである。国民個々人は、実体もなく裏付けもないような軍事上の必要性という理由で彼らの憲法上の権利を縮小されたまままでおかれてはならない。ゆえに個々人が主張する憲法上の権利と牴触する他の要請と同じように軍事上の要請も、裁判所がその合理性を判断し他の利益との牴触を調和させる司法手続に従うべきである。「軍事的裁量の認められている範囲はどこまでかということ、特定の事件においてその限界線は踏み越えられたかどうかということは裁判所の判断する問題である」(Sterling v. Constantin, 287 US 378, 401)

政府が軍事上の要請にもとづきある者からその者の憲法上の

日系アメリカ人事件の研究(二)

権利を剝奪しうるものが許されるかどうかを裁判所が判断する上での基準は、この剝奪行為が公共の危険性に合理的に関係している、それは遅滞を許さないほど非常に差し迫ったものである、この危険を軽減するためには通常の憲法上の手続の介入を認めないほどのものであるかどうかということである。(United States v. Russell, 13 Wall (US) 623, 627, 628; Mitchell v. Harmony, 13 How 115, 134, 135; Raymond v. Thomas, 91 US 712, 716) 太平洋沿岸の指定地域からアメリカ国籍のあるなしにかかわらず日本人を先祖にもつ者をすべて追放している市民排除令 No. 34 は明らかにこの基準を満たしていない。明らかなる人種差別であるから、この命令はこの地域内にいる前述の者すべてから修正五条により保障されている法の平等なる保護を奪うものである。同命令はさらに、これらの者から彼らが欲する所に居住し、労働し、彼らを選択する場所に家を建て、そして自由に動きまわるといふ憲法上の権利を剝奪している。聴聞の利益を与えずに彼らを放逐することで、この命令はまた彼らから憲法上の適正手続の権利をすべて奪っている。しかるに差し迫った公共の危険性に対する合理的関連性は、戒厳令のないところで、わが国の歴史上もともと徹底した完全なる憲法上の権利剝奪の一つであるこの人種規制を支持するほど明らかなものではない。

同志社法学 二七卷四号

五九 (四八七)

一九四二年春段階の陸海軍の情況は太平洋沿岸を本当に侵略されるといふ恐れを引きおこすほどのものであったし、それはまたこの地域におけるサボタージュやスパイ活動の恐れを伴っていたということについては認められるべきである。従って軍司令官がこれらの危険性と戦うために必要なすべての合理的手段を採択することは正当であった。このとられた軍事行動を當時存在していた危険に照らして判断するに際して、われわれはあまりにも高い基準やまたはあまりにも厳密な基準を設定してはならない。ただこの行動が侵略、サボタージュ、スパイ活動への危険性を除去することにある程度の合理的関連性をもって、血が流れている者全部を一時的にしろ永久にしろ排除することは、何らこのような合理的関連性をもっていないのである。なぜならこの排除命令は合理的であるためには、必然的に日系人全部がサボタージュやスパイ活動を行ったり敵日本軍をそれら以外の方法で援助するという危険な傾向を有しているという仮定に依拠しなければならぬからである。理性、論理、経験、すべてを集めて考えてもこのような仮定を支持しうるとは言いがたい。

この強制排除は真の軍事的必要性というよりはむしろある人種が犯罪を犯すというかなり誤った仮定の結果起ってきたもの

であるといふことは、太平洋沿岸地域からの排除に関する司令長官の最終報告書により立証されている。その報告書の中で彼は日系人全員を指して、国家転覆の意図をもち敵国人種に属ししかもその人種的性格は少しも希薄にならず、太平洋沿岸ぞいに今日大体一万二千人を越える潜在的敵となっているとしている。しかし日系人全部を一括してこのように批難するに際しては、このような個々の者が一般的にいつて忠誠でなかったとか、彼らはこの地域内で総じて防衛施設や軍需産業に特別な脅威となるようなことを行ったとか、彼らの別の行動が彼らを一団として排除する合理的理由を提示していたとかを立証する信頼できる証拠は何ら引用されていない。そのかわりにこの排除に対する正当化は主に、専門的な軍事判断の領域に通常属さない疑わしい人種的社会的理由に求められている。しかもそれは状況証拠の許されない使用から引き出された不完全な軍事的判断により補足されているのである。日系人が批難されている理由は、彼らは「大きな同化していない、結びつきの固い人種集団で、人種、文化、慣習、宗教という強いつながりにより敵国に結びつけられている」といわれていることである。彼らは「天皇崇拜の儀式」と「二重国籍」に順応させられているといわれている。日本語学校と親日的組織といわれているもの存在が、日本で長く教育をうけたり居住したりしていた一定

の人物に関する事実とともに不忠の集団の可能性の証拠として引用されている。これらの者の多くは故意に「戦略地点に隣接したところ」に居をかまえ、彼らがしようと思えば大々的にサボタージュという恐ろしい計画を実行にうつすことができるようにしたのだとも時に言われている。保護拘置の必要性も唱えられている。同報告書は確認することなく他の明らかに解決されていなくてひん発している事件と同様に「多くの暴力事件」にもふれている。これらの事件や日系アメリカ人との関係が立証されていないような別の事件から、「この情況から日系人自身にとっての危険性の多さをうかがえるのである」とか一般国民は「この問題を自分達の手で処理しようとしている」とかいう結論を引き出している。最後に直接問責されても証明されてもいないけれども、日系人は三つの小さな別々の太平洋沿岸における爆発事件と電波送波と夜間信号とに関係があると暗にいわれている。

したがって強制疎開担当者が依拠している主な理由は、日系アメリカ人のもっている集団としての特質と侵略、サボタージュ活動、スパイ活動の危険性との間の合理的関連性を証明していないのである。そのかわりにその理由の大部分は、人種的経済的偏見をもった人たち（これは今回の疎開を真先に唱えた者の中にいたのと同じ人たち）によって長年の間日系アメリカ人

に向けられてきた多くの誤報、一面的見方、当てつけの積み重ねであるように思える。このような人種的社会的理由にもとづく軍事判断は、厳格な軍事上の理由にもとづく判断に通常与えられるような重要性を得る資格はないのである。人種、宗教、文化、地理的位置、法律上並びに経済上の地位に関して言われているすべてのことが、これらの問題に関してのそれぞれの専門家の研究により大きく疑惑をもたれている時はなおさらこう言えるのである。

かくして当疎開命令の効力に不可避の軍事上の必要性というもの、つまりとて一定の者が積極的に敵を援助したという二、三の通告になってしまうのである。この通告から日系アメリカ人全員は合衆国に対し忠誠であるとは信じられないまた忠誠ではないと推定されているのである。もちろん太平洋沿岸に幾人かの忠誠でない日系人がいてその者達が彼らの力の及ぶ範囲内で、全面的に彼らの祖先の地を援助したということを誰も否定していない。同じような不忠義な行動はわが国にいるドイツ系、イタリア系の多くの者により、またもっとそれより早く渡って来た者の系列に属する者によってさえ行われたのである。しかし個人の不忠義の例をもってその集団の不忠義の証拠となり、その集団全体に対する差別的取り扱いの正当化となると推定することは、われわれの法制度の下における個人の誤ちのみが権



利剝奪の唯一の理由となるという原則を否定することになる。さらにこの推定は（これは疎開命令の正に中心を占めているのだが）わが国が現在打倒せんと誓っている独裁専制政治による少数グループのぞっとするような卑劣な取り扱いを支持するために使われてきたのである。本件においてこの推定を憲法上承認することは太平洋岸軍司令官がいかにも善意で行ったものであっても、個人の尊厳を破壊しそして明日にも受難をうけんとしている他の少数グループに対する差別行為を助長し認めるために、敵によって使われている理由づけの中のもっともひどいものの一つをわれわれが採用することになるだろう。

ドイツ系、イタリア系の人の場合に行われたごとく（House Report No. 2124 (77th Cong. 2d. Sess) 247-252）忠実な者を不忠な者から分離するための調査、審問を行うことによりこれら日系アメリカ人を個人を基礎に取り扱わなかったことに対しては、適切な理由が見当らない。このグループの忠義については「知られていなかったしまた迅速性こそ不可避であった」とだけ主張されている。だがパールハーバーの後最初の疎開令が出されるまでにはほとんど四カ月を経過していたのである。そして最後の命令が出されるまでにはほとんど八カ月間を経過していた。これらの危険人物の最後の者が実際に移転させられたのはほぼ一カ月も経過してからであった。余裕と悠長さこ

そ迅速性より重きを置かれていたとしか思えないのであ  
る。戒厳令をしくほどの状況でなかったという事実が、迅速性と軍事的必要性の要素が言われているほど緊急でなかったという見解を補強している。

さらにこの長い期間中連邦調査局と陸海軍の情報部がスパイ活動とサボタージュ活動を十分に掌握していなかったとはどうしても思えない。パールハーバーの後、彼らがまだ自由の身であった時日系アメリカ人の誰もスパイ活動とかサボタージュ活動で告訴されたり有罪とされていなかったという事実、すなわち、日系アメリカ人の大多数の者の忠誠と、これらの害悪と戦う既存の方法の有効性とをある程度立証する事実については何ら否定されていない。これらの情況下において当事者約一万余二人の者に対し（少くとも七千人のアメリカ市民に対し）忠誠審問を行うことが不可能であったとは信じ難い。しかもこの時この数字の大部分は子供と老人を表わしたのである。適正手続を守ろうとすると不便を伴うからといって、そのことが個人の憲法上の権利を侵害するのを正当化することはできない。以上の理由で私は人種主義を合法化することに反対である。人種差別はどのような形式、どのような程度でも、わが民主的生活様式において正当と認められるような役割をまったくもっていない。それはどんな情況においても人を魅きつけるもので

はないが、合衆国憲法の諸原則を奉じてきた自由な人々にとつてはまったく胸の悪くなることである。この国の全住民はある点で血によるか文化により外国と結びついている。だが彼らはもちろんのことながら先ずこの新しい異ったアメリカ文明のない手である。ゆえに彼らはいつでもこのアメリカにおける新しい試みの後継者として取り扱われねばならないし、また憲法により保障されているすべての権利と自由を享受する資格をそなえたものとして取り扱われねばならないのである。

### ジャクソン判事の反対意見

コレマツはわが国において日本生れの両親から出生した。憲法は出生により彼を合衆国民とし、居住によりカリフォルニア市民となることを認めている。本人がこの国に対し忠誠でないというような申立は何らなされていない。本件に含まれている事項を別にするとは彼は法を遵守していても性向がよくないとも言われていない。しかしコレマツは普通では犯罪とならないような行為で有罪とされた。その行為とはただ単に彼が市民であるその州に居るということであり、しかも彼が生れ今日まで育ってきた場所の近くに居るということにすぎないのである。

それどころかもっと奇妙なことはこの行為を犯罪とした一連の軍命令である。当命令は当該人物がそこに留まっていることを

禁止していると同時にそこを立去ることをも禁止しているのである。軍命令はこのような内容のものであったから、コレマツがこれを犯すことを避ける唯一の方法は軍当局へわが身を託すことであつた。これは拘禁され取り調べをうけ、その地域から外へ輸送されつづいて収容所に不定期間監禁されることに従うことを意味していた。

しかしある市民がある地域に住んでいることが犯罪とされたのは、彼の両親が日本生れである場合のみであつたのである。もしもコレマツが次の四つのうちの一つに該当していたならば、すなわち敵国ドイツ人、敵国イタリア人、アメリカ生れの両親から出生した市民、反逆罪で有罪とされながらも仮釈放中の者の一人であつたならば、コレマツという個人が居るということが同命令に触れることになつていたのであろう。これらの四者が無実でコレマツが罪を犯したということの違いは、彼が行つたり、言つたり、考へたりしたことにあるのではなく彼らと異なる点はただ彼が異つた人種系から生れたという点にだけあるのである。さて何か基本的前提がわれわれの制度の根底に横たわつているとするならば、それは罪は個人的なものであつて遺傳的なものではないということであろう。たとへある人物の祖先が全員反逆罪で有罪とされていたとしても憲法はその罪がその人物に及ぼされることを禁止している。というのは憲法は「反逆罪の判

決にもとづく権利喪失はその処罰をうけたものの生存中をのぞく他、血統汚損あるいは財産没収の結果を生ずることはない」と定めているからである。それにもかかわらずここに普通ならば犯罪にもならない行為を犯罪としようとする試みが存在しているのである。しかもその理由はこの者が自からは選択することのできないある両親から生れたということと、これもまたそこから逃げる道のないある人種に属しているということにすぎないのである。もしも連邦議会が平時にこのような刑法を制定するならば私は当裁判所がその執行を拒絶することを疑うものではない。

しかしこの被告人が無視したとされている法は連邦議会法中に存在しているのではなく、軍事命令中に存しているのである。連邦議会法も、大統領の行政命令も、また両者の合体したのもこの有罪の根拠となっているのではない。それはデウィット將軍の命令に依拠しているのである。そして軍司令官が命令を出すうえで軍事上合理的な理由をもっている場合にはその命令は合憲であり、したがって法律となる。そして裁判所はその命令を執行する義務があると言われている。しかし私はいくつかの理由によりこのような見解に賛成できない。

軍事行動の起りりそのような地域にいる特定の軍司令官が各々、合憲性についての伝統的基準を守るだろうと期待したり主張し

たりするとすれば、それは実際には行われ難く危険な理想を追い求めることになるだろう。ある地域が完全に軍事管制下に置かれねばならないほどの襲撃を受けている時、何をさておいても考えることは、取りうる手段が合法的かということより成功するかどうかということである。軍隊は単に憲法だけでなく社会を守らなければならないのである。軍務というものの正に本質的要素は、物理的力を結集することであり、その兵力に対するあらゆる障害物を取り除くことにあり、それにあらゆる戦略上の優越性を与えることにある。防衛行動は平時において政府を拘束している制限内に制せられないし、また制せられるべきでない場合がしばしばあるのである。いかなる裁判所もこのような情況下にいるこのような司令官に合理的人間として行動するよう求めることはできない。このような司令官は不合理なほど注意深くかつ厳格な場合もあろうしまたおそらくはそうあるべき場合もあろう。しかし一時的に社会を防衛に合わせようとしている軍司令官は軍事計画の遂行を行っているのである。従って彼は裁判所が理解しているような意味での法を定立しているのではないのである。彼は命令を発する。そしてその命令は憲法的には非常に悪いものであったとしても軍事命令としての權威を備えたものなのである。

しかしたとえわれわれが軍事上の手段を憲法によって制限で

きないとしても、私は憲法を曲げて軍部が便宜だと考えることをすべて承認するわけにはいかないと思う。このことが当法廷が意識すると否とにかかわらず行っていることのように思える。私はここに提出されている証拠からみて、デウィット將軍の命令は合理的にみて当を得た軍事上の予防手段ではなかったとも、あったとも言うことはできない。しかしながらたとえその命令が軍事上許された処置であったとしても私はそれからしてこの命令が憲法上許されるものであったと言えとは思わない。当裁判所が述べているごとくもしそういうことであるのなら、われわれはまたどのような軍事命令も合憲でかつ憲法に従って作成されたと言うであろう。

裁判所が軍事命令の必要性を審査する際に常に苦しめられる限界についてこの事件はよく物語っている。裁判所はこれらの命令が必要性についての合理的根拠をもっていることをいかにして確認できるのであろうか。この問題に関するいかなる証拠も当裁判所のみならずどの裁判所によっても入手されなかった。デウィット報告の信憑性びようせいに関しては厳しい論議が存在している。裁判所は法廷に眞の証拠が存在していないのであるから、自分の行ったことは合理的であったというデウィット將軍自身の無宣誓で自分にだけ有利な陳述をしかも反対尋問により試されていないものを、受け入れる以外に方法がないのである。しかも

裁判所が軍事命令の合理性を審査する時はいつでもこうなるのである。

まさに事柄の性格からして軍事判断は理性的な司法の評価にはなじみにくい。軍事判断は証拠に依拠しようとせず、しばしば認められないような情報とか証明されえないような推定にもとづいて下されるのである。ある命令の裏づけとなっている情報はそれが敵の手に入るといふ危険をおかさずには裁判所に公表されることは不可能である。また裁判所は秘密になされるやりとりにもとづいて行動することはできないのである。したがって裁判所はその命令を出した責任機関がするこの命令は合理的にみて軍事上の観点から必要であったという単なる宣言をうけ入れるより他に、實際的にみて代わる手段をもちえないのである。

これら日系市民を追放したり拘留したりする軍事計画が自由に対して危険性をもっているということについて多くのことがいわれている。しかし適正手続条項はこの命令と抵触しないという裁判所の解釈こそが、この命令そのものの公布よりもはるかに油断のならない一撃を自由に対して与えているのである。軍事命令はいかに違憲なものであれ軍事上の緊急事態より長く続くということはありえない。たとえその期間であっても後任の軍司令官がこれを完全に取り消すこともできるのである。し

かしひとたび裁判所がこのような命令を合理化してこれは憲法に合致するものであるということを示したり、またはむしろ憲法の方を合理化して憲法はこのような命令を是認しているということを示す意見を述べれば、裁判所は刑事手続における人種差別の原則とアメリカ市民を他の場所へ移すという考え方を永久に有効としたことになるのである。したがってこの考え方は緊急の必要性というもっともらしい要求を提出できる当局の手に用意されている装填された銃のようなものである。くりかえし考えられる度にこの原則はわれわれの法思考の中へますます深く浸透していき、そしてそれは新しい目的へと拡大されていくのである。裁判所の仕事をずっと観て来た者はすべてカード・ゾー判事が「ある原則はその論理の限界まで自らを拡大する傾向がある」と述べたことによく精通している。軍司令官は憲法上の制約をふみこえるかもしれないがそれは一時的なことである。しかしもしわれわれがそれを審査し承認するならこの束の間の偶然事は憲法上の原則となるのである。そこではこの原則はそれ自身の生殖力をもってふえ、それが生み出すものはすべて自らと同じような性質を備えているのである。本件における当裁判所の意見ほどこの危険性をよく例証しているものはない。

当裁判所は「われわれはヒラバヤシ対合衆国事件においても

それを支持したのであるからコレマツの有罪を支持すべきである」と主張する。ヒラバヤシ事件ではわれわれはこれらの命令が一日系市民に対し夜間外出禁止を要求しているかぎりにおいてそれを支持したのである。だが私はわれわれはこの経験からあることを学ぶべきであると思うのである。

あの事件で二つの訴因中われわれは法律的に考えるべき問題はこれに集約されるとしてこの問題の外出禁止の面だけを考察するように主張された。なぜならこれがヒラバヤシの有罪判決を確認する上で必要な唯一の訴因であったからである。われわれはそれに従い、長官は次のような表現でこのことを慎重に法廷意見の中で述べている。すなわち長官は「本件におけるわれわれの取り調べは、この命令を出すに際してあるいはそれに先行して存在していたすべての関係状況に照らして、今争われている命令ならびに制定法が夜間外出禁止を課すに際してとられた行動に合理的理由を示していたかどうかという調査にすぎないのである。」(320 US at 101)と述べ、「われわれはわれわれが限定した争点のみを決定するにすぎない。すなわち適用された外出禁止令はそれが適用された時点において戦争遂行権の範囲内に存したと当法廷は判定するにすぎないのである。」(320 US at 102)と述べた。また長官は「この結果明らかにされることが夜間外出禁止令以外の命令を支持するかどうか、またど

の程度支持するかについて考える必要はない。(320 Us at 105)とも述べている。しかしながら制限的表現ではあったけれどもわれわれは、自由の剝奪がゆるくそして一時的なものであることを理由に先祖を理由とする差別を有効としたのであった。この人種差別の考え方が今やゆるやかな手段を支えることから非常に厳しい手段を支えるまで、また一時的剝奪から不定期間の剝奪を支えることにまで押し進められているのである。しかもわれわれにそうするように求めていると言われている先例はヒラバヤン事件である。当裁判所はいまやヒラバヤンにおいて判断していないと述べたまさにその事項を、ヒラバヤンで判断したと言っているのである。われわれはこれらの市民が夜間各自の住居に強制的に足止めされてよいと述べたのであるから、彼らが完全に家を立去ることも要求すべきであると言われている。もしそうなら彼らはまた移送にそなえ拘留されてもよいともいわれるであろう。またそうであるなら彼らはある不定期間、収容所に拘留されてもよいとも言われるであろう。この事件の原則はもっともらしい理由が終わりをとげるまでにどこまで拡大されるか私にはわからない。

市民の裁判所はたとえ軍事権限の合理的行使であっても憲法の制約を侵している命令は執行させられえないと私は判断する。裁判所は司法権のみを行使できるのであり、法律のみを適用で

きるのであり、そして憲法を遵守しなければならないのである。さもなくば裁判所は市民裁判所ではなく軍事政策執行の機関となってしまうのである。もちろん非常に変わりやすく、非常に中央集権が進んでおり、必然的に個人にあまり注意を払わないという、力に依存した軍事権限は生来自由に対する脅威である。しかし私は国民に裁判所の審査を当てにするようにはさせたくない。それはまったくの妄想でしかないように私には思えてならない。これらの命令のもつ軍事上の合理性については軍隊の上官によってのみ判定可能なのである。もし国民が常に戦争遂行権限の指揮権を無責任で節操のない者の手に託すなら、裁判所はそれを抑制するだけの十分なる力を発揮できないだろう。

この国の物理的力を指揮している者に対する主なる制約は過去においても将来においても、同時代人の政治的判断と歴史の道徳的判断とに対する彼らの責任でなくてはならない。

私が理解している判事の任務からは、私はデウィット將軍の疎開ならびに拘禁の計画が合理的にみて軍事上必要であったものかどうかという軍事的判断をする義務はないと思う。すなわち私は裁判所が任務遂行中の軍隊に干渉すべきであったとは言いたくないがさりとて私は裁判所が憲法に照らせば違法となるような軍事的便法を執行するよう求められているとも思わないのである。私は判決を破棄し、被告人を釈放したい。